

令和6年第5回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年5月10日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司
江崎 美咲 ・ 林 明 ・ 林 安廣 ・ 山中 敏彰
酒井 勉 ・ 河田 均 ・ 松野 芳正 ・ 清水 健吉
館林 朋子 ・ 永田 俊幸

欠席委員

山口 貴範 ・ 藤吉 理功 ・ 高橋美穂子 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 康男 ・ 窪田 博
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘
高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美
野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男
村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
副主査	中村 修	主任	加藤 明生
主事	江川 充洋	主事	桂川 裕貴
主事	中原こず恵		

議 事

- 議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 22 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第 23 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 24 号 特定農地貸付けの承認について
-
- 報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和6年第5回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中14名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号9番林安廣委員、議席番号10番山中敏彰委員の両委員、よろしく願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転8件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題いたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第20号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、北長森、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

3ページをお願いします。

3番、鏡島地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では野菜を栽培するものです

6番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では水稻を栽培するものです。

4ページをお願いします。

7番、三輪地区の申請は、家族内継承での所有権移転です。

8番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
9番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
以上でございます。

【清水委員離席】

議長

ただいま、議案第20号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。
それでは、1番、北長森及び南長森地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
4月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、水稻を栽培される予定です。
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。
続きまして、2番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

2番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、田を貸し出すものです。
4月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に現地立会いを行いました。
申請地では引き続き水稻を栽培される予定です。
借人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、3番、鏡島地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎委員

3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
申請地では、アマランサスという穀物を栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、芥見地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。
申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

5月1日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人とともに、現地立会いを行いました。

申請地では、季節の野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番から8番、三輪春近地区、山県地区、巖美地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

6番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

4月25日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

7番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、渡人の弟であり、地域の取り決めなども承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

4月25日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。
続きまして、9番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

9番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです
4月26日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人とともに、現地立会いを行いました。
申請地では、ウメを栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

【林(明)委員着席】

議長

ありがとうございました。
議案第20号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。
議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

【清水委員復席】

議長

続きまして、議案第21号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第21号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
6ページの総括表をご覧ください。
今回は、1件、合計220.00平方メートルです。

7ページをお願いします。

1番、合渡地区の申請は、農家住宅敷地として転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が既存敷地の拡張であり拡張に係る部分の敷地の面積が既存敷地の面積の2分の1を超えないものに該当するため、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第21号について説明を受けました。

何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第21号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第22号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、今回の申請は1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第22号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う許可申請です。

9ページをお願いします。

1番、網代地区の申請は、昭和61年8月に農地法5条許可済みで、その後、令和3年4月に道路建設工事に係る仮設事務所及び宿舎を転用目的として、事業計画変更承認済みですが、この道路建設工事の工期延長に伴い、転用期間を令和7年2月末まで延長するものです。

変更後の転用事業が、その事業計画に従って実施されることが確実であること、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認しうるものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 22 号について説明を受けました。
議案第 22 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので採決に入ります。
議案第 22 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 23 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は 1 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 23 号について説明いたします。
10 ページをお願いします。
今回は、1 件提出されており、明細は 11 ページの表のとおりです。
特例適用農地面積は、合計で 916 平方メートルとなっております。
証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。
以上でございます。

議長

ただいま、議案第 23 号について説明を受けました。
議案第 23 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので採決に入ります。
議案第 23 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きますして、議案第 24 号特定農地貸付けの承認についてですが、この議案に関しまして、私は関係者となりますので、退出したいと思います。

つきましては、この議案に関する議事進行を清水健吉会長職務代理者をお願いしたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長

それでは、この議案の議事進行に関しましては、清水委員にお任せしたいと思います。よろしく申し上げます。

【栗本議長離席】

【清水委員議長席へ移動】

議長代理

それでは、議案第 24 号特定農地貸付けの承認について、今回の申請は 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 24 号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第 3 条の許可が必要となりますが、次の 5 つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となります。

5 つの条件とは、1 つ目、1 区画が 10 アール未満の貸し付けであること。2 つ目、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。3 つ目、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。4 つ目、5 年を超えない貸付期間であること。5 つ目、その者が所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

13 ページの申請明細をご覧ください。

1 番、則武地区の申請地は、市街化区域内の畑で、

面積が 146 平方メートル、貸付区画が 4 区画、貸付期間が最長で 5 年です。貸付協定は、令和 6 年 4 月 5 日に締結されています。

この申請は、特定農地貸付けの5つの条件をすべて満たし、適正であると認められます。

以上でございます。

議長代理

ただいま、議案第24号について説明を受けました。

議案第24号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長代理

発言もないようですので採決に入ります。

議案第24号について、賛成の方は挙手願います。

【異議なし】

議長代理

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長代理

それでは、この議案につきましては、以上でございます。

栗本議長と交代いたします。ありがとうございました。

【栗本議長復席】

【清水委員自席へ移動】

議長

清水委員、ありがとうございました。

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第16号から第18号について、事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、報告第16号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

15ページをお願いします。

届出は、30件、合計51,018.92平方メートルです。

続きまして、報告第17号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

17ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、9件、合計2,619平方メートルです。

明細は、18ページから19ページです。

続きまして、報告第 18 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

21 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、51 件、合計 26,325.63 平方メートルです。

明細は、22 ページから 34 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 6 年 4 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 25 分閉会を宣す。